

記入要領

1. 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1) 法第115条の32第2項関係の（整備）に○を付けること。
 - ② 届出先区分の変更が生じた場合は、(2) 法第115条の32第4項関係の（区分の変更）に○を付けること。なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が二以上の都道府県に所在する事業者	
（事業所等が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者）	厚生労働省老健局
（上記以外の事業者）	主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県

2. 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項(整備)関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付して差し支えない(既存資料の写し及び両面印刷可)。
- (3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までに基づく届出事項」
 - ① 事業所等数に応じ、整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。
 - ② 第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。
 - ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと（既存資料の写し及び両面印刷可）。

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- (4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はない。

3. 届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の3第4項(区分の変更)関係】

(1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

(2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2) 法第115条の3第4項関係」の他、「5 区分変更」に記入すること。

(3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

(4) 「5 区分変更」欄

① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付して差し支えない(既存資料の写し及び両面印刷可)。

③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。